

愛知地方最低賃金審議会

第2回 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年10月3日(金) 午後1時30分~午後4時10分

場 所 桜華会館本館2階 梅の間

出席者

(公益代表委員) 長谷川部会長、水野部会長代理

(労働者代表委員) 小松委員、寺田委員

(使用者代表委員) 古閑委員、竹内委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、
水谷賃金指導官、白川賃金指導官、吉田賃金調査員

議題 (1) 令和7年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について
(2) その他

議事

○白川賃金指導官

それでは、ただ今より、令和7年度愛知地方最低賃金審議会第2回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載の 1 から 6 及び使用者代表委員資料 1・2 を配付させていただいております。不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴者の希望及び報道機関の取材の希望がなかったことをご報告させていただきます。

それでは、以降の議事進行を長谷川部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○長谷川部会長

はい、長谷川でございます。それではただ今より第2回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を始めます。事務局は委員の出席状況について報告をしてください。

○白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は鈴木進也委員がご欠席され、2名のご出席、労働者代表委員は西尾清人委員がご欠席され、2名のご出席、使用者代表委員は佐藤秀樹委員がご欠席され、2名のご出席となっております。委員定数9名中6名がご出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員

員がご出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数、全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを併せてご報告いたします。

○長谷川部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がございました。それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めたいと思います。議題(1)「令和7年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について」でございます。

本日の資料につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

事務局よりご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

本日配付させていただいた資料のうち資料1から4は、前回第1回専門部会において配付しました1「委員名簿」・2「申出書の内容等一覧」・3「最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和7年度」・4「総括表」を改めて配付しております。個々の部分については説明を省略いたします。

今回新たに配付いたしました14ページの資料5「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金引き上げに伴う影響」についてご説明いたします。これは資料4の総括表を基に作成したものです。14ページ一番上の欄ですけれども、ここに現在の輸送用特定最低賃金の1,081円が書いてあります。これを労働協約による最低額+1円の特定最低賃金1,161円まで1円刻みで記載しております。それぞれの階級の引上額、引上率、影響率、影響労働者数、対地賃（地方最低賃金）比を一覧にしたものになります。対地賃比は、本年10月18日発効の1,140円に対する比率としています。

また、地賃（1,140円）、現在の特賃額（1,081円）、労働協約による最低額（1,160円）これらの欄に水色、緑色、黄色をつけて表記しております。

なお、16ページの資料6については、下の表のところの労働者数を追記したものでございますので、確認ください。事務局からの説明は以上となります。

○長谷川部会長

ただ今の事務局から説明のありました内容につきまして、何かご質問は双方ございませんでしょうか。

（特になし）

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。第1回専門部会では、労使双方から基本的な意見表明をいただいております。

労働者側からは引上げ額79円、主張の額としては1,160円、使用者側からは慎重に判断したいとの主張がございました。本日はそれらの主張に含めて、改正の金額、それから改めて現時点での労使各側の考え方をお伺いしたいと思います。

何か資料がある場合はその説明もお願いするとともに、現時点で参考人からの意見聴取等のご予定がある場合は、意見の中で申し出てください。

まず労働者代表委員お願いいたします。

○寺田委員

労働者代表の寺田です。よろしくお願ひいたします。

労働者側の方は基本的にこの期間中にも相談しましたけれども、これまで第1回でも出させていただきました1,160円、79円の引上げということで変わりはございません。また追加の資料も本日はございません。意見陳述の方もする予定はありません。

使用者側の本日資料も出していただいたこともありますので、そちらの方も加味しながらしっかりと議論をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○長谷川部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員お願いいたします。

○古閑委員

使用者側の古閑でございます。使用者側の方も前回と基本的な考え方は変わっておりませんので省略させていただきます。

第1回の時に労働者側から価格転嫁に関して資料の提供の依頼がありましたので、こちら側の資料の説明をしたいと思います。

使用者側の資料ということで、資料1こちらは、中小企業庁が出している価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果というものになります。

これは2025年の3月の調査になります。すでにいろんなところで皆さん見られていると思うのですけれども、1枚裏面を見ていただきまして、こちらが価格転嫁の状況ということで、コスト別で、原材料費、労務費、エネルギー費と3つに分かれています。

原材料費の3月のところを見ていただけると100%の転嫁率に対して32.3%、労務費のところの3月25.5%、エネルギー費3月25.6%というところで、3月は昨年9月と比べて転嫁率は上がってはいますが、なかなかコストの上昇分を全て転嫁できている企業というのは、やはりまだまだ少ない状況ではあります。

ですので、こういったことを踏まえて、次の資料2ですけれども、毎年7月に中小企業労働実情実態調査というのをやっております。調査の目的としては、各中小企業の労働事情を的確に把握するために調査をしております。また、調査結果をいろんな施策とか要望とかに活用するために中央会の方で運用をしております。

また、この調査も全国一斉に調査した結果のものになっております。回収状況は1,500の事業所に対して調査した結果700の事業所からの回答がありました。調査の内容も販売価格への転嫁ということでの調査も行っております。

この調査の集計表も次のページをめくっていただき、今回この中の業種別を先に見ていただけますと助かります。

○長谷川部会長

後ろから3枚目の表ですね。よろしいでしょうか。

○古閑委員

まず、業種別の方ですね、原材料費と人件費の転嫁の状況ということで、実際転嫁しているかどうかを調査しています。上方に調査の設問項目があるのですけれども、価格の引き上げを実現したというところは、下方に黄色い網掛けがあるのですけれども、機械器具のところを見ていただけると、事業所の数は39あったのですけれども、そのうち19の企業さんが価格の引上げを実現したことになっております。その次に価格の引上げ交渉中というところが7社となっています。

価格の引き上げを実現したという19社のところですが、ここをさらにどんな内容で価格転嫁したかというところが次の裏面を見ていただくと10%未満から100%以上まで分かれているのですが、機械器具を見ていただくと10%未満のところが8社で42.1%というところでありました。10%から30%未満のところが5社で26.3%ということで、約6割ないし7割近くを有しているという状況であります。

別に細かく原材料費とか労務費とか利益確保分と分けたものが次のページにあるのですけれども、原材料費を見ていただけると10%未満が7社の36.8%、10%から30%未満が3社で15.8%ということで、約5割が原材料費の部分で原価がアップということになっています。実は100%も1社あり、5.3%というふうになっています。

次に人件費ですけれども、10%未満のところが9社で47.4%、10%から30%未満のところが4社で21.1%、この二つを足すと68.5%になります。100%以上はなかったという状況になります。

あと利益のところですけれども、ここも10%未満が13社で68.4%、次の10%から30%未満が3社で15.8%というふうになっております。ここも約8割ぐらいがこの範囲内に収まっているというところで、100%以上はなかったという状況になっております。これが業種別のものになります。

次に規模別になります。実は機械器具での規模別ではなく、製造業と非製造業に分けたものしかなく、これを見ていただくしかないのかなというところはあるのですけれども、製造業の中で価格引上げを実現したというところは、数字が多いのは100人から300人のところが20社の62.5%がありました。次に多いのが30人以上99人のところが58社で54.7%というところになっております。

これも同じように実際に価格引上げが実現したところの、どのように転嫁をしたかという内容は、次の裏面になっております。この中の製造業だけを見ていただくのですが、10%未満のところを見ていくと10人以上29人が一番多くて22社37.9%になっています。次に30人から99人のところが20社34.5%になっています。

次に原材料ですけれども、1人から9人のところが24社で44.4%が一番多い状況になっております。次に10人以上29人が23社で39.7%という状況になっております。

次に人件費です。ここも10人以上29人のところが28社で48.3%というところで、半数近くが10%未満のところを示している状況であります。

最後に利益の確保です。10人以上29人のところが36社で62.1%というところになっています。

やはり皆さん、なかなか中小企業ですね、ここ100%というところが、なかなか原材料や人件費部分の転嫁が厳しいところで、その中で30%未満のところを示す数字が多い状況にはなっております。ですので、今後もこういったところを見ていたときながら、この輸送用機械器具の特質のことを検討、考えていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○長谷川部会長

ありがとうございます。ただ今、労使双方からお考えをお伺いましたが、労働者側から使用者側、あるいは使用者側から労働者側への現時点でのご意見・ご質問があればお願いします。

○小松委員

労働者側代表の小松です。一点だけ資料の見方で教えていただきたいのですけ

れども、価格転嫁のところの転嫁率のパーセンテージというのは、例えば 100 円値上げしたいのに 100 円値上げできたら 100% とそういう考え方ですか。

○古閑委員

そうです。

○小松委員

では、10% というのは 100 円値上げしたいけど 10 円しか値上げできなかつたという見方でよろしいですか。

○古閑委員

おっしゃるとおりです。

○小松委員

ありがとうございます。

○長谷川部会長

他によろしいでしょうか。

○寺田委員

資料をありがとうございます。私も資料の見方と、あと内容について一点ずつお伺いしたいと思います。

先ほどの資料の価格転嫁のところの原材料と人件費というふうにいただいていまして、最後に利益確保分というのが二つとも、規模別も業種別もあるのですけれども、これは利益確保分というのはなかなか聞いたことがないのが一点あって、これはどういった位置づけなのかと思っています。こここの部分の構成というか教えていただければというのがまず一点と、あとは全体的に大体実情は分かりましたということありますけれども、例えば一番最初のところの原材料費、人件費等の増加に伴う販売受注価格への転嫁状況ということで、先ほどの価格引上げを実現したということがあります。

その隣の価格引き上げの交渉中、これから交渉を行うところがありまして、この辺が進んできているのかなというところがちょっと、これからやっていく状況に出てきたのかなというのはあるので、この辺がこれは、これからも出来ますよということは進んでいるということの認識でよかったです、というのが二点目です。すみません、ちょっと分かりにくくて。

○長谷川部会長

はい、お願いいいたします。

○古閑委員

先ほどの一点目は、利益に関しては、100%の中には利益も含んでということになりますので、なかなか利益も含めて価格転嫁というのは難しいというところになっていますので、本来であれば原材料、人件費あと利益という三つを足して今回調査を我々はしています。ですので、そこを含めて転嫁率というのを考えますので。

あともう一点 交渉中というのも、我々他の企業さんから聞いたところ、結局価格転嫁と言い過ぎて、仕事を切られたというような話もありました。交渉をするのですけれども、交渉して失敗しているところの話も聞いていますので、交渉して上手くいっているところもあれば、こうやって仕事を切られたところもありますので、ここら辺がなかなか踏み込み、交渉中に差異があるからといって必ずしも皆が皆、成功するかといえばそうでもないと思っていますので、その辺も含めてお考えいただけたらと思います。

○長谷川部会長

よろしいでしょうか。

○寺田委員

すみません。

○長谷川部会長

今の回答について、さらにご質問ということでよろしでしょうか。どうぞ。

○寺田委員

ありがとうございます。二点目の価格交渉中とこれから予定というのは必ずしも良い方に進むとは限らない、まさしく実際には交渉中だということまで上げられているということは理解できましたのでありがとうございます。

あともう一点ですね、最初に頂いた利益確保分のところなのですが、これって昨年からどうなっているとかというのが、もし分かれば教えていただければと思うのですけれども。以上です。

○長谷川部会長

利益確保分の転嫁率が、昨年と比べてどうかということですが。

○古閑委員

一応去年の資料は持ってきてはいるのですけれども、機械器具のところでいくと、ちょっと待ってください。

また、調べて答えます。

○長谷川部会長

はい、もし分かりましたらお知らせください。他現時点でよろしいでしょうか。

(特になし)

○長谷川部会長

ありがとうございます。

ただ今、労使双方からお考えをお伺いし、説明をしていただきました。双方のお考えにつきまして、まだ随分これから詰めていかなければならないという状況であると認識をしております。

このため、本専門部会につきましては、一旦休会とさせていただき改めて各側個別での委員内で協議してということにしたいと思います。それでは一旦休会といたします。

○白川賃金指導官

それでは労働者代表委員の皆様からご案内いたします。ご移動をお願いいたします。続きまして使用者代表委員の皆様をご案内いたします。ご移動をお願いいたします。では公益の方々もお願いたします。

(休 会)

(専門部会 再開)

○長谷川部会長

それでは専門部会を再開いたします。労使双方から、金額の改正に向けた検討内容、それから歩み寄り妥協点等も含めて改めて現在のご意見を頂戴いたします。

まず、労働者代表委員からお願いたします。

○寺田委員

はい、労働者代表の寺田です。まずはお時間をいただいてありがとうございます。労側のほうで打ち合わせ考え方させていただきまして、結果我々1,160円79

円の引上げということでお伝えさせて頂きましたけれども、先ほどの価格転嫁の話もお聞きしましたので、そういう状況も踏まえると難しい部分もあるのではないかということありますので、改めてもう一回考えていきたいなと思っております。

その部分でいきますと、これまでの地賃の目安額のあり方についても一回考えていきたいと思いますし、今そこから考えたところの社会の変化、特に物価上昇が10月から行われるということは結構大きなところでありますので、そういうものを含めるということと、あとはこれまでの我々の賃上げ部分を波及させるという意味でいきますと、春の交渉の結果というものをしっかりと見ながら具体的な数字を考えていきたいなと思っていますので、79円というのはなかなか難しい面があるので、歩み寄りを考えていきたいと思います。以上です。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。続きまして使用者代表委員お願ひいたします。

○古閑委員

使用者代表の古閑です。我々も物価高と最近の入件費の高騰とかのこととか、なかなか十分に価格転嫁が出来ていないというところで、厳しい経営状況ではあります。こういった中小企業が多いものですから今後の展開が難しい状況ではあります。

とは言いつつも今回我々が考えているのは1,140円の最賃が10月から上がりますけれども、現時点では申し訳ありませんけれども、去年と比べて1円というところで今考えてはあります。ですから金額では1,141円ということです。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。現時点では双方いろいろなご事情がありますけれども、検討、歩み寄りをしていきたいとの要旨がある話だと考えております。

もう一度労使双方で検討していただきたいと思いますので、再度ここで一旦休会をいたしまして、また今後も含めてご意見を煮詰めていただきたいと思っております。双方よろしいでしょうか。

○寺田委員

ありがとうございます。1,141円ということで、今の特賃からの上げ幅でいくと60円という認識ですね。その確認だけです。

○長谷川部会長

はい、よろしいでしょうか。では一旦休会とします。

○白川賃金指導官

それでは労働者代表委員の皆様からご案内いたします。ご移動をお願いいたします。続きまして使用者代表委員の皆様をご案内いたします。ご移動をお願いいたします。では公益の方々もお願いたします。

(再度休会)

(専門部会 再開)

○長谷川部会長

それでは専門部会を再開いたします。改めて労使のご意見を拝見いたしたいと思います。

まず、労働者側委員からお願いたします。

○寺田委員

はい、お時間をいただきありがとうございます。労側の委員でしっかりとお話をさせていただきまして、歩み寄りをしっかりとされた方が良いということありますので、価格転嫁の状況、物価の上昇ということも考えつつ、あとは先ほども申し上げた春闘の結果もあるのですけれども、第1回目でお伝えさせていただいた自動車総連の中の企業内春闘に合わせた最賃を締結したところでいきますと、時給換算というところで自動車総連全体で1,157円とありますので、そちらにいければと考えております、引上げ額でいきますと76円と今のところ考えています。以上となります。

○長谷川部会長

それでは、使用者側いかがでしょうか。

○古閑委員

使用者側も、原材料であったり、労務費のコストが上昇していますので、これに価格転嫁が追い付いていないという状況でありますので、また収益の確保も難しいというような話と、人件費をはじめとしたコストが大きくなっていますので、利益率も低下しているとそういう話が多くありますので、こういったことを踏まえて、もう一度次回検討して、良い方向に話を持っていければいいかなと考えて

います。

あともう一件、先ほど労側から価格の転嫁率で利益の確保分の話があったと思うのですが、昨年の資料を確認したところ、昨年は利益の確保分の転嫁を、行なったか、行なっていないか、ということだけであって、転嫁率までは調査をしていないものですから、昨年のデータがないということになります。以上になります。

○寺田委員

ありがとうございます。

○長谷川部会長

今労使のご意見につきまして何かご質問等ありますか。

よろしいでしょうか。何回か検討を重ねていただきましてありがとうございます。双方本日のこの段階では開きがありますが、更なる継続審議、それから検討については、行っていただけるということで、そこはよろしいですね。

はい、ありがとうございます。そうしますと専門部会につきましては、更なる合意に向けて、継続審議ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。資料につきまして、また何かございましたらお出しitいただきたいと思います。次回もご協力を賜りながら円滑な審議ができますようにお願いするところでございます。

それでは続きまして、議題(2)「その他」です。労使双方の側から何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

(特になし)

それでは事務局から何か連絡がありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

事務局からご連絡申し上げます。次の第3回専門部会の日程についてご案内申し上げます。

第3回専門部会は、10月9日(木)午前9時30分から開催を予定しております。場所はこの会館の本館3階竹の間になります。このちょうど上になります。

それと資料についてですが、今から追加でもし何かあればご連絡をいただければ配布したいと思いますのでご連絡をお願いいたします。

○長谷川部会長

はい、よろしくお願ひいたします。特に今の事務局からの連絡については、質問がないということでおよろしいですか。

それでは、長時間にわたりましたけれども、以上をもちまして本日の審議はすべて終了いたしました。専門部会は閉会といたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

○白川賃金指導官

それでは第2回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会は閉会いたしました。この後引き続き控室をご利用される場合は事務局までお越しください。委員の皆様は退出をお願いいたします。

(令和7年10月3日) 第2回 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録